

就学指定校の変更制度について

柏原市教育委員会

柏原市教育委員会では、市立小学校・中学校の通学区域を定めています。この通学区域と住民票の住所に基づいて就学すべき学校を指定していますが、子どもや保護者の様々な事情により就学校の変更を希望される場合、下表の指定校変更の承諾基準に該当する場合に限り指定校の変更を行うことができます。

◎指定校変更の承諾基準

別表第1

区 分	内 容	対象学年	承諾期間	添付書類
1 転居	最終学年の前学年の3学期終業式以降に転居し、引き続き当該小・中学校に就学を希望する場合	小学6年 中学3年	当該学校を卒業するまで	
	最終学年以外の学年途中に転居し、引き続き当該小・中学校に就学を希望する場合	小学1～5年 中学1・2年	学期終業まで	
3 一時転居	家の建て替え等により転居し、もとの住居地に戻ることが確実であり、引き続き当該小・中学校に就学を希望する場合	全学年	もとの住居地に戻るまで	契約書、建築確認通知書等の写し
4 転居予定	家の新築等により概ね1年以内に転居予定地に住所を有することになることが確実であり、あらかじめ各学年・学期初めから住居予定地の指定校に就学を希望する場合	全学年	転居予定地に居住するまで	契約書、建築確認通知書等の写し
5 許可区域 (別表第2)	許可区域(隣接する通学区域の小・中学校への指定校の変更を教育委員会が認めた区域)内に住所を有し、隣接する小・中学校に就学を希望する場合	全学年	当該学校を卒業するまで	
6 地理的理由	住所に基づく指定校よりも、直線距離が短い小学校に就学を希望する場合 ※距離の測定は「自宅の玄関」から学校の「登下校時に使用する校門」までの直線距離 ※中学校への円滑な接続のため、原則、就学した小学校の接続中学校に入学	小学1年 入学時	当該学校を卒業するまで	
		小学1年以外 転居時		
7 小規模特認校	「柏原市立学校小規模特認校設置要綱」に該当し、小規模特認校に就学を希望する場合	小学1年 ～中学2年	当該学校を卒業するまで	指定校校長の意見書
8 部活動 (別表第3)	就学指定校にない部活動で、教育委員会が定める当該部活動がある学校への通学を希望する場合	中学1年 入学時	当該学校を卒業するまで	

9	通学区域変更	就学している小・中学校の通学区域が変更され、住居地の指定校が変わったが、引き続き、今までの小・中学校に就学を希望する場合	全学年	当該学校を卒業するまで	
10	いじめ	学校での指導にもかかわらず解消の見込みが無く、深刻な課題があるような事象である場合。大阪府教育委員会との協議を要する	全学年	必要とする期間	
11	家庭に関する理由	保護者の入院等で通学区域外の親戚等の保護を受けるため、指定校以外の学校に就学を希望する場合	全学年	必要とする期間	
12	その他教育的配慮	上記の他、特に指定校以外への市立学校に就学する相当の理由がある場合 <u>※あらかじめ学校にご相談ください。</u> <u>学校からの情報を参考に審査します。</u>	全学年	相当の理由が解消するまで	

別表第2

指定校変更の承諾基準（別表第1の番号5関係）「許可区域」

住 所	就学指定校	変更可能校
高井田 894・897・898・904・905・908・922・923 924・1000・1004・1223・1224・1226・1227 1257・1258・1269・1287・1288・1326番地	国分小学校	堅下南小学校
	国分中学校	堅下南中学校
円明町 14番のうち円明府営住宅、16番・19番以降	旭ヶ丘小学校	玉手小学校

別表第3

指定校変更の承諾基準（別表第1の番号8関係）「部活動」

	柏原中	国分中	堅下北中	堅下南中	玉手中
陸上競技	男女				
ソフトボール					女
バスケットボール				男	男
サッカー		男	男		
軟式野球	男	男	男		
バドミントン				男女	

※ 上記表については、令和8年度の指定校変更について示したものであり、令和9年度以降については未定です。

※ 男 女 で表示している部活動が、指定校変更できる部活動です。

※ 堅上中学校は、指定校変更の対象となる部活動はありません。

◎指定校変更の条件

- 1 承諾基準に該当している
- 2 通学経路の安全が確保されている
- 3 通学の安全等の責任は保護者が持つ
- 4 受け入れる学校の施設等に余裕がある

◎申請手続き

- ・新1年生 … 就学通知到着後、1月末までに申請
- ・その他の学年 … 随時
- ・申請に必要なもの … 指定外就学願書（教育総務課にあります）、就学通知（新1年生のみ）
- ・別表第1の7「小規模特認校」、8「部活動」については12月の指定する期間に申請

◎申請先・問い合わせ

柏原市教育委員会（代表 072-972-1501）
教育総務課（内線 5039・5044）